

令和2年度第2回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時：

令和2年(2020年)9月11日(金) 午後3時00分から午後3時40分

2. 場 所：

箕面市役所本館3階委員会室

3. 出席者：

1) 箕面市都市景観審議会委員 (7名)

会長 加我 宏之 氏	委員 杉浦 有子 氏
委員 福田 知弘 氏	委員 松出 末生 氏
委員 若本 和仁 氏	委員 宮本 雅子 氏
委員 吉川 孝二 氏	

2) その他

市関係者 (3名)
事務局 (1名)
傍聴者 (1名)

4. 審議等の内容：

事務局より、委員の過半数の出席(委員9名中7名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

【案件1】山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について(諮問) ～彩都F64街区～

市より、彩都栗生北7丁目2番1の宅地造成の計画について説明を行った後、審議を行った。

<【案件1】の質疑内容>

議長：本案件は、山すそ景観保全地区における宅地造成の計画である。今回の審議の前に、都市景観アドバイザーへの相談等を行っており、まずは都市景観アドバイザーを兼任されている委員からその内容について説明をお願いしたい。

委員：今回の敷地は周辺の住宅地と比べて小規模であり、遠景においてほぼ見えず、山なみの景観には影響を与えることはないと考えられる。また、敷地の北側は緑地と山林になっており、将来的に住宅地が広がっていくような計画でもないことから、中近景からの見え方を中心に計画の確認をしてきた。近景においては、既に完成されている周辺宅地の擁壁デザインを調査し、同様のもの

のを取り入れることで、周辺住宅の景色となじむように計画されている。
今回の計画地は、接続する周辺道路と高低差が生じることから道路に面して擁壁が築造される計画となっている。遠景や中景においては特に目立つものではないが、計画地周辺には既に整備された住宅地もあることから近景においての見え方も確認した。近景の視点場となる住宅地からは擁壁を見通せるような場所はなく、住宅の隙間の奥にふと見えてくるようなものである。
このような周辺の道路や住宅地との関係性を踏まえ、築造する擁壁の配置やデザインなどを配慮した計画であると言える。

会長：説明いただいた内容について、質問等はあるか。

委員：計画地内に道路が整備されると思うが、その道路内に電柱が建柱されるのか。無電柱化をする計画などはないのか。

市：現状の計画では電柱を建てる計画としているが、今日いただいた意見については事業者伝える。

委員：今回の計画で個々の宅地は、道路とフラットな駐車スペースがつくられ、その奥に高さが上がった宅地スペースがある2段の地盤面で構成されている。山なみ景観への影響が生じるような内容ではないが、住宅地内の道路に沿った景観を考えたとき、各宅地内の法面や地盤面の差が住宅地内のまちなみの景観づくりに影響を与えることはないだろうか。

委員：一般的に、宅地造成では1mに満たない地盤差は法面で処理し、将来の個々の住宅プランにおいて外構計画にデザインの自由度をもたせる手法が多いと言える。今回の計画において、将来的に個々の宅地がどのような外構計画を行うかはわからないが、駐車場と宅地のスペースがある程度定まっているので、道路に面して駐車スペースがありその奥に住宅を建てるという配置が多くなり、外構デザインもある程度揃ったものになるのではないかと。

委員：各宅地に多少の違いは出るかもしれないが、道路に面して駐車スペースと前庭の空間があり、その後ろに住宅が建つというような、ある程度の統一感のある空間構成と景色づくりが行われることを期待したい。

市：今回の計画地は景観の重点地区に指定されていることから、住宅の建築時は全て景観条例に基づく事前相談と届出の手続きがあり、その中で駐車場のデザインや植栽計画などについて確認していく。

会長：その他に意見はあるか。

【意見なし】

会長：意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

【異議なし】

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

以上